

(様式第2)

新県立博物館展示設計業務委託企画提案プロポーザル参加資格確認申請書

平成21年 月 日

三重県知事 あて

住 所
商号又は名称
代表者

印

新県立博物館展示設計業務委託に係る企画提案プロポーザルの参加にあたって、「新県立博物館展示設計業務委託企画提案プロポーザル参加仕様書」(以下、「参加仕様書」という。)に基づき、参加資格の確認を申請します。

なお、この申請書及び添付書類の記載事項については、事実と相違ないこと及び下記誓約事項について誓約します。

記

1 誓約事項

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 三重県からの入札参加資格(指名)停止を受けている期間中でない者であること。
- (3) 三重県物件関係落札資格停止要綱(平成19年4月1日施行)により、落札停止措置を受けている期間中である者及び同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
- (4) 三重県が賦課徴収するすべての税並びに消費税及び地方消費税について未納のない者であること。
- (5) 日本国内において、平成6年度以降に竣工した博物館に関する展示設計業務(リニューアルを含む。)について、元請けとしての実績を有すること。

なお、博物館とは、自然系又は人文系の資料を保管するための収蔵機能及び展示機能を有する施設で、総合博物館(自然系及び人文系の両分野にわたる展示資料を扱う博物館)又は自然系、人文系のいずれかの分野の博物館(水族館、動植物園、美術館を除く。)とする。ただし、展示面積が1,500㎡以上に限る。

- (6) (5)の実績をもつ技術者を当該業務の技術者として1人以上配置できること。

2 添付書類

- (1) 「登記簿謄本」、「現在事項証明書」または「代表者事項証明書」の写し
- (2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書(その3 未納税額がないこと用)」(税務署が過去6か月以内に発行したものの写し)

- (3) 三重県内に本支店または営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」(三重県の県税事務所が過去 6 か月以内に発行したもの) の写し
- (4) 契約履行実績証明書 (別紙様式 1)
記載内容を証明する契約書の写し及び竣工年月日がわかる資料 (ホームページ、パンフレット等の写し) を添付すること。
- (5) 配置予定の技術者資格 (別紙様式 2)
「配置予定技術者の業務実績」を証明する契約書の写し又は技術者の資格証明書等の写しを添付すること。

3 担当者連絡先

住所

所属

役職

氏名

電話 / F A X / E-mail

契 約 履 行 実 績 証 明 書

実績	契約相手方名	委託業務名	契約内容	契約金額	契約業務期間、竣工年月日	添付資料
1					自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日 竣工年月日 平成 年 月 日	
2					自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日 竣工年月日 平成 年 月 日	

上記契約を締結し、履行したことを証明します。

平成 年 月 日

三重県知事 あて

作成上の注意事項及び添付書類の証明

(1) 日本国内において、平成6年度以降に竣工した博物館に関する展示設計業務(リニューアルを含む。)について、元請けとしての実績を有すること。ただし、展示面積が1,500㎡以上に限る。

なお、博物館とは、自然系及び人文系の資料を保管するための収蔵機能及び展示機能を有する施設で、総合博物館(自然系及び人文系の両分野にわたる展示資料を扱う博物館)又は自然系、人文系のいずれかの分野の博物館(水族館、動植物園、美術館を除く。)とする。

(2) 契約書の写し及び当該博物館の竣工年月日がわかる資料(ホームページ、パンフレット等の写し)を添付すること。

(3) (1) に関する留意事項

竣工とは、原則、建物の新築（増築を含む。）及び全面改築の完成のことをいう。

リニューアルとは、展示の全面改装のことをいう。

収蔵機能とは、内装や空調設備などに配慮するなど、資料の保存に適した環境を備えていることをいう。

展示面積については、該当する博物館が公表している面積とする。

展示設計業務には、企画展示室、特別展示室等の常設でない展示のみを対象としたものは、該当しない。

配置予定の技術者資格

1 配置予定の技術者等	
氏名	
生年月日	
所属・役職・経験年数	
本件での役割	
保有資格 ・ 名称 ・ 登録番号 ・ 取得年月日	
2 配置予定技術者等の業務実績	
業務名称	
発注者	
受注形態	単独 ・ J V
契約期間(最終)	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで
担当分野	
受注形態の欄；該当する受注形態に○を付けること。 日本国内において、平成6年度以降に竣工した博物館に関する展示設計業務(リニューアルを含む。)について、元請けとしての実績を有すること。ただし、展示面積が1,500㎡以上に限る。 なお、博物館とは、自然系又は人文系の資料を保管するための収蔵機能及び展示機能を有する施設で、総合博物館(自然系及び人文系の両分野にわたる展示資料を扱う博物館)又は自然系、人文系のいずれかの分野の博物館(水族館、動植物園、美術館を除く。)とする。 「2 配置予定技術者等の業務実績」を証明する契約書の写し、当該博物館の竣工年月日がわかる資料(ホームページ、パンフレット等の写し)及び技術者の資格証明書等の写しを添付すること。	